書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１７号

沖縄県那覇市字大道172番地31　コーポ幸503、開始決定時の住所鹿児島県大島郡和泊町大字和泊575番地２

破産者　肥後よしみ

異議申述期間　平成26年２月３日まで

平成25年12月12日

鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４１２２号

大阪市淀川区三国本町２丁目１番37―501号

破産者　下本　賢吉

免責意見申述期間　平成26年２月11日まで

平成25年12月11日

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０４号

鹿児島県鹿児島市若葉町35番２号

清算株式会社　イセイ鹿児島株式会社

代表清算人　山上　　朗

１　決定年月日　平成25年12月９日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号

大分市金池町４丁目９番32号

再生債務者　新光石油株式会社

１　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月20日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成26年２月17日から平成26年３月３日まで

大分地方裁判所民事第１部

再生計画認可

平成２５年（再）第３号

千葉県松戸市常盤平６丁目１番地８

再生債務者　医療法人社団ときわ会

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年12月11日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再）第２号

兵庫県たつの市神岡町奥村46番地の１

再生債務者　辻元工業株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年12月10日

神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１５号

北海道伊達市末永町250番地　リバーサイド203号室

再生債務者　永井　誠治

１　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月20日から平成26年１月27日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２５年（再イ）第８９号

埼玉県所沢市上新井４丁目16番地の３

再生債務者　鈴木　康浩

１　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月14日から平成26年１月21日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第５４号

愛知県みよし市三好丘旭３丁目１番地２　プロムナード三好丘１号棟203号室

再生債務者　島田　　肇

１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月８日から平成26年１月15日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第６７３号

東京都江東区豊洲３―４―２―2314

再生債務者　星野　美保

１　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月７日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月21日から平成26年２月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第６８９号

東京都八王子市大塚337―106

再生債務者　黒木　勇人

１　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月７日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月21日から平成26年２月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第７３９号

神奈川県座間市ひばりが丘３―20―１―703

再生債務者　濱田盛太郎

１　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月７日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月21日から平成26年２月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第７１号

神戸市北区藤原台南町４丁目28番５―201号

再生債務者　藤井　保男

１　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月７日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月14日から平成26年１月28日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第９４号

神戸市北区上津台６丁目９番７号

再生債務者　米倉　義人

１　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月７日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月14日から平成26年１月28日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第７号

福岡県久留米市城島町城島500番地１　町屋敷住宅201号

再生債務者　中島　信明

１　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月７日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月21日から平成26年２月12日まで

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１８号

群馬県高崎市福島町739番地１

再生債務者　菊地　賢一

１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月８日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月22日から平成26年２月５日まで

前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（再イ）第１９号

群馬県高崎市福島町739番地１

再生債務者　菊地　由美

１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月８日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月22日から平成26年２月５日まで

前橋地方裁判所高崎支部